



教育訓練経費の20%が従業員に支給される教育訓練給付制度

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

先日、従業員から「資格取得に向けて専門学校に通うことになったため、雇用保険の被保険者番号を教えてください」という申し出がありました。資格の勉強と雇用保険と何か関係があるのですか？



総務部長



おそらく、従業員の方は雇用保険の「教育訓練給付」の受給を考えているのだと思います。教育訓練給付とは、一定の条件を満たした雇用保険の被保険者等が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に支給される給付金を言います。

社労士

なるほど、従業員本人に支給されるのですね。その一定の要件というのはどのようなものですか？また、どれくらいの金額が支給されるのですか？



はい、概要を押さえておくと、受講する教育訓練を開始した日に、継続して3年以上、雇用保険の一般被保険者であることが必要になります。また、退職者についても一定の要件を満たせば対象になります。金額については、受講する教育訓練施設に支払った経費の20%相当額（上限10万円）になっています。



少しでも給付金が支給されると思うと、勉強する気にもなりますね。受給にあたり、会社は何か手続きを行う必要があるのですか？



教育訓練給付については、あくまでも受給する本人が手続きをすることになるため、会社は何も行う必要はありません。今回、従業員の方が相談に来たのは、手続きをする際に雇用保険の被保険者番号が必要になるからだと思います。



そうなのですね。それでは本人の番号を伝えておきます。ところで、申請は事前に行う必要があるのですか？



いえ、事前の手続きはなく、教育訓練を受講した後で手続きを行うことになります。受給資格を満たしているか不安な方は、受講前に支給要件の照会をすることもできますので、従業員の方に案内してもよいかもしれません。



そうですね。そもそも制度を知らないという従業員もいるかもしれませんので、制度の概要から案内しておこうと思います。ありがとうございました。



【ワンポイントアドバイス】

1. 教育訓練給付は継続して3年以上、雇用保険の一般被保険者である人等が対象となる。
2. 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練が教育訓練給付の対象となる。
3. 受講前に受給資格があるかの支給要件照会を行うことができる。
4. 手続きは従業員自身で行い、従業員自身に支給される給付金である。

